

# 令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 県は、令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、愛媛県林材業振興会議（以下「林材会議」という。）が実施する令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、需要を創出し、県産材の生産・流通の円滑化を図る。

## (補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率は別表のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第3条 林材会議が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 林材会議は、前項の申請書を提出するにあたって、交付を受けようとする補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

## (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに林材会議に通知するものとする。

## (補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業区分における事業費を30%以上増減する変更をしようとする場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### **（補助事業の中止及び廃止）**

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### **（遂行状況報告）**

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、1月10日までに知事に提出しなければならない。

#### **（実績報告）**

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の書類を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の書類を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### **（補助金額の確定）**

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

#### **（補助金の請求）**

第10条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

#### **（補助金の交付）**

第11条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

#### **（補助金の概算払等）**

第12条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前条に規定する概算払請求書を受理した場合は、審査又は調査のうえ補助金を交付する。

**(関係書類の保管)**

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

**(その他)**

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

1 この要綱は、令和5年10月5日から施行し、令和6年3月31日限りでその効力を失う。

なお、令和6年3月31日までに交付決定された補助金については、翌年度以降においても、その効力を有する。

別表（第2条関係）

事業	区分	補助対象経費	補助率
県産ヒノキの家づくり 支援事業	1. 県産ヒノキ材 利用補助費	住宅等を建設する施主が県産 ヒノキ材の利用に要する経費	定額 (412千円/件と する。)
	2. 事務費	(1)事業の推進に係る経費 (2)事業の普及啓発に係る経費 (3)木材の使用状況の確認に要 する経費 (4)その他経費	1/2以内

様式第1号（第3条関係）

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者職氏名 印

令和5年度において、県産ヒノキの家づくり支援事業を下記のとおり実施したいので、令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業費総括表

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	その他	
県産ヒノキの家づくり支援事業				
計				

3 事業の計画

区 分	補助対象	件数	備 考
県産ヒノキの家づくり支援事業	戸建て住宅等	件	
計		件	

(注) 件数については、事業の対象物件の合計とする。

県産材利用量 (計画) : \_\_\_\_\_m<sup>3</sup>

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
県補助金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
県産ヒノキ材 補 助 金		県産ヒノキの家づくり支援事業
事 務 費		
計		

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 補助金算定調書

県産ヒノキの家づくり支援事業

区 分	事業費	補助金額 (A) × (B)	積算基礎	
			補助対象 (A)	補助率等 (B)
戸建て住宅等	円	円	件	412千円/件
事務費	円	円	円	1 / 2 以内
合 計	円	円	—	—

7 添付書類

その他、知事が必要と認める書類

8 責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第2号（第5条関係）

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があった上記事業を下記のとおり変更したいので、令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）

1. 記の記載要領は、補助金交付申請書の様式に準ずるものとし、その場合、「事業の目的」を「変更の内容及び理由」とすること。
2. 本申請は、変更前（上段）と変更後（下段）の欄を設けて内容が容易に対比できるように作成すること。
3. 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第3号（第6条関係）

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった上記事業を中止（廃止）したいので、令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

3 責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第4号（第7条関係）

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業遂行状況報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
報告者 名 称  
代表者氏名

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった  
上記事業の遂行状況について、令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助  
金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費（円）	12月31日までに 完了したもの		1月1日以降に 実施するもの		備考
	事業費（円）	進捗割合 （%）	事業費（円）	事業完了 予定年月日	

様式第5号（第8条関係）

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業実績報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった上記事業の実績について、令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

2 事業費総括表

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	その他	
県産ヒノキの家づくり支援事業				
計				

### 3 事業の実績

区 分	補助対象	件数	備 考
県産ヒノキの家づくり支援事業	戸建て住宅等	件	
計		件	

(注) 件数については、事業の対象物件の合計とする。

県産材利用量 (実績) : \_\_\_\_\_m<sup>3</sup>

### 4 収支精算

#### (1) 収入の部

(単位：円)

科 目	精 算 額	摘 要
県補助金		
そ の 他		
計		

#### (2) 支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
県産ヒノキ材 補 助 金		県産ヒノキの家づくり支援事業
事 務 費		
計		

### 5 事業完了年月日

年 月 日

6 補助金算定調書

県産ヒノキの家づくり支援事業

区 分	事業費	補助金額 (A) × (B)	積算基礎	
			補助対象 (A)	補助率等 (B)
戸建て住宅等	円	円	件	412千円/件
事務費	円	円	円	1 / 2 以内
合 計	円	円	—	—

7 その他

添付資料 実績の確認に必要な書類等

8 責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

(注) 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第6号（第8条関係）

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金  
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定のあった上記事業費補助金について、令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

1	補助金交付要綱第9条の規定による補助金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）

1. 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
2. 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第7号（第10条関係）

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金精算払請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった上記事業費補助金について、令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内 訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

様式第8号（第12条関係）

令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金概算払請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった上記事業費補助金について、令和5年度県産ヒノキの家づくり支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内 訳	交付決定通知額	金	円也
	既受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

責任者・担当者記載欄（代表者印を押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

（注）

1. 概算払を必要とする理由及びその他参考資料を添付すること。
2. 押印を省略する場合は、電子メールにより県の担当者及び県・事業主体双方の上席者を宛先として提出すること。

